高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（高気圧作業安全衛生規則の一部改正）

第一条　高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（火傷等の防止） **第二十五条の二**　（略） 2　事業者は、高圧室内業務を行うときは、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接、溶断その他の火気又はアークを使用する作業（以下この条において「溶接等の作業」という。）を行つてはならない。ただし、作業の性質上やむをえない場合であつて圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うとき、又は厚生労働大臣が定める場所において溶接等の作業を行うときは、この限りでない。 3　事業者は、高圧室内業務を行うときは、火気又はマツチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことを禁止し、かつ、その旨を気こう室の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合であつて圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うとき、又は前項の厚生労働大臣が定める場所において溶接等の作業を行うときは、当該溶接等の作業に必要な火気又はマツチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことができる。 （免許を受けることができる者） **第四十七条**　高圧室内作業主任者免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。 一　高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したもの 二　その他厚生労働大臣が定める者 （免許を受けることができる者） **第五十二条**　潜水士免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。 一　潜水士免許試験に合格した者 二　その他厚生労働大臣が定める者	（火傷等の防止） **第二十五条の二**　（略） 2　事業者は、高圧室内業務を行うときは、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接、溶断その他の火気又はアークを使用する作業（以下この条において「溶接等の作業」という。）を行つてはならない。ただし、作業の性質上やむをえない場合であつて、圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うときは、この限りでない。 3　事業者は、高圧室内業務を行うときは、火気又はマツチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことを禁止し、かつ、その旨を気こう室の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合であつて、圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うときは、当該溶接等の作業に必要な火気又はマツチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことができる。 （免許を受けることができる者） **第四十七条**　高圧室内作業主任者免許は、高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したものに対し、都道府県労働局長が与えるものとする。 （免許を受けることができる者） **第五十二条**　潜水士免許は、潜水士免許試験に合格した者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第四（第六十二条関係） （略） 高圧室内作業主任者免許 一　高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したもの 二　高圧則第四十七条第二号に掲げる者	**別表第四**（第六十二条関係） （略） 高圧室内作業主任者免許 高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したもの